

# 千葉県海岸に関する行政指導指針

## 第1 目的

この行政指導指針（以下「本指針」という。）は、海岸を利用する者に対し県が行政指導を行おうとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき、海岸利用の基準その他必要な事項を定めることにより、海岸の適正な利用に資することを目的とする。

## 第2 定義及び適用

- 1 本指針において「海岸」とは、海岸法第2条第2項に定義された公共海岸のうち県が管理する海岸をいう。
- 2 本指針において「海岸管理者」とは、海岸法第2条第3項に定義された前項の海岸を管理する者をいう。
- 3 本指針は、海岸について、適用する。
- 4 その他本指針における用語の定義については、「海岸法に規定する占用等の許可申請に係る審査基準（以下「審査基準」という。）」の例による。

## 第3 利用者の責務

- 1 海岸を利用しようとする者は、その活動によって生じたごみ等を自らの責任において適正に処理し、清潔の保持に努めなければならない。
- 2 利用者は、他の利用者に対して、みだりにその活動を妨害したり、阻害するような物を設置しないように努めなければならない。
- 3 利用者は、各種関係法令を遵守し、海岸環境の保護や健全な利用に努めなければならない。
- 4 利用者は、海岸の適正な利用に関し、県及び市町村の施策に協力するよう努めなければならない。

## 第4 海の家等業者の責務

- 1 海の家等業者は、健全な営業活動を展開し、業者間の秩序づくり及び遵法意識を形成するよう努めなければならない。

- 2 海の家等業者は、日出前及び日没を過ぎて営業しないよう努めなければならない。
- 3 海の家等業者は、海岸管理者の立ち入り検査に応じ、求められたものを提示又は提出するよう努めなければならない。

## 第5 許可申請

- 1 海水浴場が開設される海岸において海の家等の許可申請を行う場合は、海水浴場を開設する市町村長に事前に協議するよう努めなければならない。
- 2 申請者は許可申請の際に海水浴場を開設する市町村長の意見書（別記第1号様式）を許可申請書に添付するよう努めなければならない。
- 3 申請者が申請者以外の者に海の家等をイベント等で使用させる場合は、海水浴場を開設する市町村長の意見書（別記第1号様式）を許可申請書に添付するよう努めなければならない。
- 4 申請者が前2項の意見書を添付せず許可申請を行った場合には、海岸管理者は海水浴場を開設する市町村長に意見を聴くものとする。

## 第6 許可を受けた者の責務

許可を受けた者は、近隣の住民の迷惑になるような行為、騒音が出るような行為等を行わないよう努めなければならない。

## 第7 海岸管理者の適正指導

- 1 海岸利用における不適切な事案を発見した時には、利用者に対し指導するものとする。
- 2 利用者のうち特に占用等の許可を有する者に対しては、その許可期間内に巡回し、適正な指導を行うものとする。
- 3 前2項の指導を行ったときは、その指導状況等を記録し保管するものとする。

## 第8 海の家等業者に対する指導

- 1 県は、海岸の適正な管理を促進するため、海の家等業者に対し許可条件を厳守するよう指導するものとする。

- 2 県は、許可期間中、海の家等業者が海岸において許可の内容に違反する行為を行わないよう指導するものとする。

## 第9 海岸における行為の制限

利用者は、海岸において次の各号に該当する行為を行わないものとする。

- (イ) 野焼きや焚火
- (ロ) 直火でのバーベキュー
- (ハ) 海岸への車両の進入
- (ニ) 駐車場以外の周辺道路上への駐車
- (ホ) 公衆の自由使用の阻害となる行為

## 第10 行為の届出

海岸で次の各号に該当する行為を行う場合は、県土木事務所、県港湾事務所又は県漁港事務所の長（以下「所長」という。）に届出をするものとする。

- (イ) 映画、ドラマ、CMなどの撮影による一時的な使用
- (ロ) スポーツ大会による一時的な使用
- (ハ) 祭り等の祭事による一時的な使用
- (ニ) その他所長が必要と認める一時的な使用

## 第11 施設利用料金

海岸法の占用許可を受けた者は、許可を受けた施設に関する施設利用料金やその他の利用に関する料金を明確に表示するよう努めなければならない。

## 第12 公益施設の利用料金

- 1 市町村等は、公益施設について利用者から料金を徴収する場合、所管する海岸管理者に事前協議を行うものとする。
- 2 市町村等は、公益施設の利用料金における単価を変更しようとするときは、変更の内容を所管する海岸管理者に協議するものとする。
- 3 開設期間、開設期間前後の混雑時期及びイベント等の期間以外において、公衆の海岸の自由使用を阻害する料金の徴収をしない

よう努めなければならない。

### 第13 その他

海岸管理者は、本指針に規定されている項目以外にも、海岸利用の適正化を図るために必要であると認められる項目に対して、行政指導を行うことができる。

### 附則

この行政指導指針は平成25年4月1日から施行する。

第 1 号様式（第 5 第 2 項）

第 号  
年 月 日

海岸管理者  
千葉県知事 様

市町村長

意 見 書

下記の海岸保全区域等占用許可申請（又は海岸保全区域・一般公共海岸区域内施設等新設許可申請）については、海水浴場の開設に伴い海水浴客のための利便施設として海の家等を設置するものです。当該海の家等は下記に示したとおり、占用目的、施設の規模及び占用の期間等適正なものと判断します。

よって、当該申請における海の家等は、本市町村における夏期の観光振興に必要であると認めます。

記

- 1 申請者 住所・氏名
- 2 占用の場所 海水浴場
  
- 3 占用面積  $m^2$
- 4 建築床面積  $m^2$
- 5 占用目的 海水浴場の利便施設
- 6 占用期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 海水浴場開設期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 8 海の家営業期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 9 海の家工事期間  
設置工事期間 年 月 日から 年 月 日まで  
撤去工事期間 年 月 日から 年 月 日まで